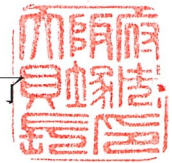


貝塚市告示第1号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により、景観計画を定めたので、同法第9条第6項の規定により、次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年1月6日

貝塚市長 酒井 了



- 1 景観計画の名称
貝塚市景観計画
- 2 景観計画を定める土地の区域
貝塚市全域
- 3 効力の発生する日
令和7年4月1日
- 4 縦覧場所
貝塚市畠中一丁目17番1号
貝塚市役所 都市整備部 都市計画課